

会 議 録

作成:平成29年11月21日

会議名称	平成29年度 第5回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	平成29年11月21日(火) 午後2時00分～3時20分		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)3階 展示活用室		
出席者	・委員 13人出席(欠席者 1人) ・事務局 8人	合計 21人	傍聴者 1人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・次 第 ・(素案)交野市子ども・子育て支援事業計画 ー子どもの貧困対策編ー ・交野市子ども・子育て支援事業計画に係る中間年の見直しについて ・諮問書(写) 		
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p>(1)子どもの貧困対策に関する計画の策定について</p> <p>会 長:それでは本日の議題に入りたいと思います。</p> <p>「子どもの貧困対策に関する計画の策定」について事務局から説明をしていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>【資料】(素案)交野市子ども・子育て支援事業計画 ー子どもの貧困対策編ー</p> <p>事務局:7月10日に諮問をいたしました以後、皆さまからのご意見や校長会、教頭会における意見交換、また民生委員、校区福祉委員との意見交換にて種々ご意見を頂いた点を踏まえ、修正等を加えました。なお、合わせて、軽微な文言修正等も行っております。本日は、特に修正箇所を重点的にご説明をいたします。</p> <p>まず、第1章ですが、計画策定に係る背景及び貧困の定義を記載していますが、特に修正等はありません。</p> <p>第2章ですが、平成28年度に実施いたしました子どもの生活実態調査の概要を掲載しております。調査概要に関しましては特に修正はありませんが、9頁の等価可処分所得と困窮度を表すイメージ図におきまして、相対的貧困とのかかわりが分かりづらくなっておりましたので、補足的に困窮度の左側に説明を加えました。結果の概要(抜粋)につきましては、大きな修正等はありません。実態調査から見えてきた課題の整理につきましては、少し言い表し方について改めていますが、特に内容に修正を加えるものではございません。</p>		

第3章につきましては、計画の基本的な考え方を示しております。

まず、計画の基本的な考え方における基本視点でございますが、これまで6つの視点を示しておりましたが、内容に各視点で重複する箇所がありましたので、表現を精査し、5つの視点に改めました。

22頁の関連イメージは5つの視点に変更したことによる修正を加えています。

23頁の施策の体系につきましては、大綱に定める4つの柱ごとの方向性を示したのですが、教育の支援に関しましては、これまで他の支援とは異なり、より具体的な内容の記載となっておりますので、他の支援に合わす形で表現を改めました。なお、内容につきまして修正を加えるものではありません。

25頁の子どもの貧困に関する指標ですが、数値等の修正はありませんが、各数値の基準年がありませんでしたので、国、府、市それぞれの数値の基準年を記載いたしました。

第4章では施策の展開を示しております。

施策そのものに追加や修正等はありませんが、交野市として何に重点をおいて貧困施策を展開するのかが見えにくくなっておりましたので、まずは本市における重点的な取組みは何かというところをお示しさせていただいております。

本市においては3点の重点的な取組みを示しており、「つなげる・つながる」取組み、「居場所づくり」の取組み、「相談体制」の取組みとなっています。

つなげる・つながる取組みといたしましては、学校を核としてスクールソーシャルワーカーを増員配置し、困難を抱えた家庭や児童に対して必要とする関係機関につなげるため、学校、スクールソーシャルワーカー、関係機関等におけるネットワークを構築し、情報共有、連携を図っていきます。また、必要な制度・施策への確実なつながりができるよう情報通知の手段を検討いたします。

居場所づくりに関しては、行政の役割、団体等の役割を踏まえた上で、居場所づくりそのものや居場所の立ち上げに支援を行ってまいります。相談体制につきましては、子どもたちの成長期に合わせた相談窓口、特にその体制を構築していきます。こうした重点的な考えの下、既存の施策など主要施策を、柱ごとに整理し、一覧表にまとめたものが、30頁からの表でございます。

第5章の推進体制は、これらの施策を展開していく上での推進体制をお示しさせていただいておりますが特に修正等はありません。

以上、簡単ではございますが、子ども子育て支援事業計画、子どもの貧困対策編のご説明でございます。

会長:説明が終わりました。この件について、ご質問、ご意見ありましたら、発言をお願いします。

委員A:この計画のスケジュールは、どの段階まで進んでいるのですか。

事務局:すでに実施をさせていただいている事業もあります。そういった事業につきましては、30頁

の中で「継続」と記載させていただいております。「充実」「新規」と記載している事業につきましては、平成29年度もしくは、平成30年度から開始し、各事業により開始時期が異なります。

委員A:新規のものに関しては、いつから始まるのですか。

事務局:概ね平成30年4月1日からと考えております。

委員B:28頁中学生高校生の居場所は検討されていないのでしょうか。

事務局:小地域ネットワーク活動や地域や団体等が実施する居場所、学習支援や子ども食堂なども居場所になるのかなと考えております。

委員C:小地域子どもネットワークは、無料ですか。

事務局:すべてが無料というわけではなく実費負担もあります。

委員A:新たに居場所づくりをやりたいと思っている人は、どこに相談に行ったらいいのですか。

事務局:内容にもよりますが、居場所づくりのところに關しては子育て支援課が窓口になります。

委員D:学校図書館の居場所のことですが、セキュリティの問題が難しいと聞いておりますが、その辺りをクリアしていただき居場所にしていただけたらと思います。

事務局:担当課であります指導課に伝え、より充実したものになるよう検討させていただけたらと思います。

会 長:セキュリティの問題、責任問題はどうするのか、校長会には通しているのかというところが気になります。

事務局:校長会、教頭会でご説明させていただいております。その中で色々なご意見はいただき、学校のセキュリティのこと等、これから調整が必要になるかと思ひます。学校のプラットフォーム化ということで、学校を「核」とした支援に導く仕組み作りというのが多々出てくると思ひますので今後、学校とも協議していきたく思ひます。

会 長:気になるのは責任問題です。

委員E:色々な形でご説明はいただいております。その中で意見交換はさせていただいておりますが、最終的な細かい詰めはこれからになるのではないかと認識しております。図書館に關しては、主に学童の児童中心にはなるが、4時半か5時くらいまで放課後に開放しているという

形を取っています。居場所づくりということになると、学童のように学校を「箱」として利用し、運営は別という形にしていけないと。学校を「核」としてというのが出てくるのですが、学校の「核」は、教育活動なので、あくまでも「箱」として学校を使うという認識です。例えば先生たちがそこに関わる事は難しい。説明は細かくして頂いていますが、校長会で了承しているかというのはまた別の話です。

会 長:あくまで計画ということでこれからどうしていくのか、というのが出てきますね。

委員B:中学生・高校生のところですが、もう少し充実した内容を考えていただければと思います。

会 長:中学生の居場所の問題は、難しいところもあるのではないかと。実際にできるかといえば、そんな簡単にできないのではないかと。昔は、青年団の活動とかもありましたが、時代も変わってきているので難しいのではないかと。

事務局:中学生、高校生の居場所のことは、クラブ活動等もあり時間の事もある。今回、貧困対策というところで、学校図書館の活用等を考えております。

委員F:学校のソフト面の活用の所は慎重にしていけないかなと思います。校長会で十分話し合い逆行するようなことはどうかと思いますので、どこを落としどころにするのか。

会 長:建物をどう活用していくか。ソフト面、ハード面というのは、重なって来るところがある。そういう切り離すことができないところを、どう活用していくのか。本来の事がおろそかになるのではないかと懸念がある。

委員G:居場所づくりについてですが、放課後児童会に入っている児童とは別の児童が対象になるのですか。

事務局:放課後児童会以外の場所として、放課後子ども教室や図書館の活用などを検討させていただいております。

委員G:放課後児童会は有料ですが、それを払うお金も厳しいという方を対象にするのが、今回の目的になるのですか。

事務局:貧困等という観点から申しますと減免という制度があり、36頁に寡婦控除のみなし適用を現在進めさせていただいているところです。

委員G:貧困だからと言って放課後児童会以外に行くわけでもなく、どちらを選んでもいいという事ですか。

会 長:放課後児童会は、個人が決めて入会するが、貧困対策の居場所づくりは誰でも行っていい

という居場所ですね。

委員A: 貧困対策の居場所が設置された場合、学校からの手紙配布などあるのですか。本当に来てほしい児童にこの情報が届くのかなど。

会 長: 自由参加なので学校が把握する必要はないのではないかな。市が事業を起こせば情報は提供できるが。

委員A: 民生委員が把握していると思うが、そういう情報が行きわたっているのかという心配もあるので、できれば参加できるような流れを作っていただければと思います。

事務局: 私たちが考えている「つながる・つなげる」のところの課題かなと思います。市の広報やホームページであったり、学校からのチラシであったり、また、これらを補うためのものとしまして、スマートフォンの活用であったり民生委員にお願いして貧困対策の居場所の情報を伝えていただくという方法もあるかなと思います。

会 長: 基本的には、そこにどれだけお金を投下できるかという話しになるのではないですか。努力もよろしくお願ひいたします。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の目標値等の見直し

会 長: それでは、2点目の議題「子ども・子育て支援事業計画の目標値等の見直しについて」ですが、これは諮問案件となっておりますので、お手元に諮問書の写しを配布させていただいております。事務局から内容の説明をお願いします。

【資料】交野市子ども・子育て支援事業計画に係る中間年の見直しについて

事務局: 1頁

1. 子ども・子育て支援事業計画について

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度によりまして、本市におきましては新制度を円滑にかつ効果的に実施するために、平成27年3月、「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。内閣府から、中間年を目安として、必要に応じて見直しすることが求められていることから、中間年に当たる本年に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」及び「確保方策」について一定見直しを行います。

2. 0～11歳人口の将来推計について

各事業の量の見込みの算定の基礎となる推計値におきましても、改めて現時点までの実数値を参考に見直しをいたしました。

2頁

3. 教育・保育に係る「量の見込み」及び「確保方策」の見直しについて

(1) 見直しの方針

4頁の「一・二中学校区」と5頁の「三・四中学校区」に分け、合計を6頁に掲載させていただいています。それぞれ区域ごとに、1号認定、2号認定、3号認定に分け、①量の見込み、②の確保の方策を設定しています。その見直しについて2頁で説明させていただきます。今回、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(国の手引き)」により、見直しの方針及び考え方が示されています。

- ・「実績値÷量の見込み」が10%以上かい離している場合
- ・市町村計画以上の整備を行った場合

全ての区分で要件に該当するため見直しを行うことといたします。

(2) 見直しの考え方

量の見込みの算出方法について

6頁

③全市

1号、2号、3号の1～2歳の区分で増加しています。3号の0歳については、国の育児休業の推進により利用率が減っているため減少しています。確保の方策について1号は、認定こども園に移行により見直しを行った結果です。2号は、平成29年度の認定こども園の移行などに伴い、定員拡大をすすめてきたことにより、当初の計画以上の整備をすることができます。3号は、平成29年4月の小規模保育施設の開設に伴う定員拡大により、計画以上の整備ができています。このように確保方策が上回っているため、保育の需要を満たしていることとなります。

2頁

4. 地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」の見直しについて

本市において、「実績値」と「量の見込み」のかい離が10%以上あり、かつ「実績値」が「確保方策」を上回っている事業について、今回の見直しの対象事業といたします。見直しの対象となる事業の考え方は、3頁に記載させていただいています。

会 長:説明が終わりました。質疑に移りたいと思います。ただいま事務局から説明のありました「子ども・子育て支援事業計画の目標値など見直し」について、質問やご意見等がありましたら、発言をお願いします。

委員B:人口推計は、0～18歳まで取られた方がよかったのではないかと。

事務局:当初、子育て支援事業計画の中には0～11歳で掲載させていただいておりましたので、今回も同じように掲載させていただいております。18歳以下の人口については、子育て支援課で数値は推計させていただいております。

会 長:数値はあるのですね。

事務局:ございます。

会 長:他にいかがですか。

委員A:18歳までの数値があるのでしたら、載せて欲しいなと思います。

事務局:国が中間年の見直しを求めていることから、計画に沿った見直しを考えておりますので新たに18歳未満の取り扱いについて、対象にしていけないというところもありますので考えておりません。平成32年度には考えていかないといけないかもしれません。

会 長:中間の見直しと言うことですのでよろしいでしょうか。

委員A:はい。

会 長:あくまで目標値ですからね。他にないようでしたらこれで終わりにしてよろしいですか。

会 長:最後の案件「その他」ですが、委員の皆様、また事務局、何かございますか。

事務局:この「交野市子ども・子育て支援事業計画 一貧困対策編 一」(素案)及び「子ども・子育て支援事業計画の目標値等の見直し」(案)については、本日委員のみなさまからいただいたご意見等を踏まえて、市民等のご意見をお聞きするためにパブリックコメントの実施を予定しております。その後、次回子ども・子育て会議において、パブリックコメントの結果概要も踏まえて必要に応じて修正した計画をお示しし、再度、委員のみなさまのご意見をいただいた後、答申を受け、年度内に計画の貧困対策編の策定、目標値等の変更を行う予定です。よろしく申し上げます。

会 長:本日、委員のみなさまから出たご意見について、必要に応じて、パブリックコメントの素案に反映してもらえるとということですね。

事務局:パブリックコメントにつきましては、12月1日から来年の1月5日までの実施を考えています。パブリックコメントの開始までに、もう少し素案の文言の確認が必要と考えています。本日、議論いただいた内容につきましても同様に、事務局で検討させていただければと考えます。

会 長:パブリックコメントの開始までに、事務局で素案の文言の確認等をされるということですが、基本的な内容については、本日の素案で示されたもので、パブリックコメントを実施されるということよろしいですか。

会 長:他にございませんか。委員のみなさま、今日の案件等で確認等、何かございますか。なければ、最後に事務局から次回に向けての報告等をお伝えください。

事務局:ありがとうございました。それでは、次回の会議でございますが、パブリックコメントの結果のご報告等を予定しております。開催日程でございますが来年2月の開催を考えております。日程につきましては改めて調整させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。もう一点報告です。「交野市立認定こども園民営化基本方針」が策定されました。ホームページ等で、近日中に掲載できると思います。ご審議、ありがとうございました。

会 長:次回の開催につきましては、みなさまのご都合をお伺いして事務局で調整し、ご案内いただくということです。では、本日の案件は全て終了いたしました。ご多用のところ、本日はお疲れ様でした。これにて閉会とさせていただきます。